

# 千葉市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）について

## 1 改正の趣旨

千葉市では、空家・空地対策の更なる強化を目指し、空家等対策計画の策定のための協議会の設置及び空地への立入調査に関する規定を設ける等、千葉市空き家等の適正管理に関する条例（平成 25 年 4 月施行）の一部を改正します。また、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行（平成 27 年 5 月全面施行）に伴い、本条例の規定の整備を併せて行います。

## 2 改正（案）の概要

	項目	内容
(1)	協議会の設置	広く有識者の意見を聴取するため、地域住民、法務、不動産、建築、福祉等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者を委員とする協議会を設置し、本市の総合的な空家等への取組みを空家等対策計画として取りまとめ、空家施策等を総合的かつ計画的に推進していきます。
(2)	空地対策の強化	現行条例では、法に規定する空家及びその敷地に加えて、空地の適正管理についても規定していますが、空地に関しては、立入調査や是正命令に従わなかった場合の過料についての規定は設けられていません。 今回、空地に関しても、空家等と同様の規定を設けることで、対策を強化します。
(3)	法との重複部分の整理	空家等に関する調査、指導、勧告、命令、行政代執行についての規定が法と重複しているため、条例から削除します。

## 3 今後のスケジュール

- 4月15日      パブリックコメント手続の実施
- ～5月15日
- 5月末      パブリックコメントで寄せられた意見に対する市の考え方の公表
- 6月      議会（平成29年第2回定例会）に議案提出
- 8月 1日      条例施行予定